

別添独立行政法人等2B

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号		根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考	
			年号	年	番号	条	項	号				附則
機構から会員への資料の要求	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	1	4	13	131	37	1	-	-	3	4	具体的方法について検討が必要
機構の財務諸表等の一般への閲覧	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	1	4	13	131	47	3	-	-	5	4	具体的方法について検討が必要
金融機関への資料の提出の請求等	預金保険法	1	3	46	34	37	1			3	4	具体的方法について検討が必要
破綻金融機関の取締役等への報告の徴求・閲覧	預金保険法	1	3	46	34	37	3			3	4	具体的方法について検討が必要
機構から日本銀行に対する資料の交付 閲覧要請	預金保険法	1	3	46	34	37	4			3	4	具体的方法について検討が必要
機構から国、都道府県に対する資料の交付 閲覧要請 (当局以外の不特定先)	預金保険法	1	3	46	34	37	4			3	4	具体的方法について検討が必要
財務諸表等の公告・閲覧	預金保険法	1	3	46	34	40	3			5	4	具体的方法について検討が必要
内閣総理大臣及び財務大臣からの機構に対する報告要請	預金保険法	1	3	46	34	46	1			3	4	具体的方法について検討が必要
保険料率の公告	預金保険法	1	3	46	34	51	5			5	4	具体的方法について検討が必要
預金等に係る債権額の把握のための資料の提出の請求等	預金保険法	1	3	46	34	55の2	2			3	4	具体的方法について検討が必要
財務内容の健全性の確保のための方策を定めた計画の履行状況の報告徴求、公表	預金保険法	1	3	46	34	64の2	4			5	4	具体的方法について検討が必要
財務内容の健全性の確保のための方策を定めた計画の履行状況の報告徴求、公表	預金保険法(準用)	1	3	46	34	64の2	5			5	4	具体的方法について検討が必要
承継銀行への指導及び助言	預金保険法	1	3	46	34	94	3			4	4	具体的方法について検討が必要
承継協定の実施等の報告の提出	預金保険法	1	3	46	34	100				3	4	具体的方法について検討が必要
財務内容の健全性の確保のための方策を定めた計画の履行状況の報告徴求、公表	預金保険法(準用)	1	3	46	34	101	7			5	4	具体的方法について検討が必要
特別危機管理銀行の取締役又は監査役の選任	預金保険法	1	3	46	34	114	1			3	4	具体的方法について検討が必要
特別危機管理銀行の取締役又は監査役の解任	預金保険法	1	3	46	34	114	2			3	4	具体的方法について検討が必要
資産の買取の委託等に関する条件の提示	預金保険法附則	1	3	46	34	10	2		1	3	4	具体的方法について検討が必要
協定銀行に係る業務のため協定銀行から協定の実施等に関し報告徴求	預金保険法附則	1	3	46	34	14			1	3	4	具体的方法について検討が必要
機構から官庁、公共団体その他の者に対する照会、協力要請	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法	1	4	8	93	15	1			3	4	具体的方法について検討が必要
債権処理会社に対し業務等に関する報告又は資料の提出徴求	住専法	1	4	8	93	16				3	4	具体的方法について検討が必要
資産の買取りの条件の提示	金融再生法	1	4	10	132	55	2			5	4	具体的方法について検討が必要
金融機能健全化業務に係る協定の実施等の報告	金融早期健全化法	1	4	10	143	14				3	4	具体的方法について検討が必要
金融機関への資料の提出の請求等(預金保険法第37条第1項の準用)	金融早期健全化法(準用)	1	4	10	143	19				3	4	具体的方法について検討が必要
預金保険機構による預金者表の縦覧	更生特例法	1	4	8	95	167	2			5	4	具体的方法について検討が必要
機構の機構代理債権の異議に係る機構代理預金者に対する通知	更生特例法	1	4	8	95	175	1			3	4	具体的方法について検討が必要
機構の機構代理預金者のための議決権行使に係る機構代理預金者に対する通知及び公告	更生特例法	1	4	8	95	176				3	4	具体的方法について検討が必要
預金保険機構による預金者表の預金者等に対する縦覧	更生特例法	1	4	8	95	178の11	2			5	4	具体的方法について検討が必要
機構の機構代理債権の異議に係る機構代理預金者に対する通知	更生特例法	1	4	8	95	178の19	2			3	4	具体的方法について検討が必要
再生計画案の決議に関し、機構の機構代理預金者のための議決権行使に係る事項の機構代理預金者に対する通知及び公告	更生特例法	1	4	8	95	178の22	1			3	4	具体的方法について検討が必要

別添独立行政法人等 2B

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成 15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
再生計画案の書面による決議に関し、機構の機構代理預金者のための議決権行使に係る事項の機構代理預金者に対する通知及び公告	更生特例法	1	4	8	95	178の22	2		3	4	具体的方法について検討が必要
再生債務者等の申立てに係る簡易再生等の決定の同意を行う場合の機構による代理預金者に対する通知及び公告	更生特例法	1	4	8	95	178の22	3		3	4	具体的方法について検討が必要
預金保険機構による預金者表の預金者等に対する縦覧	更生特例法	1	4	8	95	184	2		5	4	具体的方法について検討が必要
機構代理債権について異議があったときの機構の機構代理預金者に対する通知	更生特例法	1	4	8	95	192	1		3	4	具体的方法について検討が必要
強制和議のための債権者集会における議決権行使に係る事項に係る機構から当該機構代理預金者に対する通知及び公告	更生特例法	1	4	8	95	193			3	4	具体的方法について検討が必要
特定協定銀行が特定整理回収協定の定めによる業務を行う場合の機構から官庁、公共団体その他の者に対する照会、協力要請	金融機能再生緊急措置法	1	4		132	58(預保附13条)			3	4	具体的方法について検討が必要
特定協定銀行が特定整理回収協定の定めによる業務を行う場合の機構の協定銀行に対する協定の実施等に関する報告要請	金融機能再生緊急措置法	1	4		132	58(預保附14条)			3	4	具体的方法について検討が必要
取得株式等である株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社になったときの協定銀行に対する指導・助言	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律	1	4		143	10	2	4	4	4	具体的方法について検討が必要
金融機能早期健全化業務の実施に係る協定銀行に対する報告要請	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律	1	4		143	14			3	4	具体的方法について検討が必要
審問の通知(外務員登録拒否)	証券取引法	1	3	23	25	64の2	2		3	4	具体的方法について検討が必要
外務員の登録取消、職務停止命令	証券取引法	1	3	23	25	64の5	1		3	4	具体的方法について検討が必要
聴聞(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	64の5	2		3	4	具体的方法について検討が必要
処分の通知(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	64の5	2		3	4	具体的方法について検討が必要
審問の通知(外務員登録拒否)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的方法について検討が必要
外務員の登録取消、職務停止命令	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的方法について検討が必要
聴聞(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的方法について検討が必要
処分の通知(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的方法について検討が必要
審問の通知(外務員登録拒否)	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的方法について検討が必要
外務員の登録取消、職務停止命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的方法について検討が必要
聴聞(外務員の登録取消、職務停止命令)	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的方法について検討が必要
処分の通知(外務員の登録取消、職務停止命令)	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的方法について検討が必要
手続数合計		51									

(注) 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合」は「2」、その他の場合（手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。）は「3」、オンライン化条件整備はするが、平成 15年度までに実施困難な場合」は「4」と記述している。